

簡易株式交換公告

平成22年1月28日

株主各位

東京都品川区西五反田2丁目11番20号
大 明 株 式 会 社
代表取締役社長 八木橋 五郎

当社は、平成22年1月27日開催の取締役会において、平成22年3月25日を株式交換の効力発生日として、大明ネットワーク株式会社(大阪府門真市本町27番15号)、大明通産株式会社(東京都江東区新木場二丁目15番20号)、大明ネクスト株式会社(東京都江東区新木場二丁目15番20号)を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしましたので、公告いたします。

当社は、この株式交換を会社法第796条第3項の規定に基づき、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに行いますので、この株式交換に反対の株主様は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をご通知ください。

また、会社法第797条第1項の規定に基づき株式買取請求を希望される株主様は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、当社に対して、書面によりその旨および株式買取請求にかかる株式の数をご通知ください。

以上